

鶴岡市介護予防・日常生活支援総合事業「短期集中予防サービス」利用の原則

短期集中予防サービスは、保健医療の専門職によるサービス提供により短期間で集中的に生活機能向上を目指すもので、繰り返し利用するサービスではありません。
利用できる期間は最大6か月です。

【短期集中予防サービスの組み合わせ例】

短期集中予防サービス	その他のサービス		可○不可×	備考
訪問型サービスC	+ 同時期に	従前の通所型サービス	○	
		通所型サービスA	○	
		通所型サービスB	○	
		通所型サービスC	○	6か月まで
		従前の訪問型サービス	○	
		訪問型サービスA	○	
		訪問型サービスB	○	
通所型サービスC	+ 同時期に	従前の通所型サービス	×	類似サービスとみなすため
		通所型サービスA	×	類似サービスとみなすため
		通所型サービスB	○	
		従前の訪問型サービス	○	
		訪問型サービスA	○	
		訪問型サービスB	○	
		訪問型サービスC	○	6か月まで

短期集中予防サービス	短期集中予防サービス		可○不可×
訪問型サービスC	3か月	その後⇒ 通所型サービスC 3か月	○
	6か月	その後⇒ 通所型サービスC	×
	△か月	その後⇒ 通所型サービスC 6か月－△か月	○
通所型サービスC	3か月	その後⇒ 訪問型サービスC 3か月	○
	6か月	その後⇒ 訪問型サービスC	×
	△か月	その後⇒ 訪問型サービスC 6か月－△か月	○

【参考】

訪問サービス	従前相当	従来の介護予防訪問介護と同様。1回20～60分以内。(※)
	訪問型A	緩和した基準。生活援助のみ。1回20～60分以内。
	訪問型B	住民主体によるサービス。生活援助のみ。1回20～60分以内。
	訪問型C	短期集中予防サービス。保健医療の専門職による。1回40分程度。
通所サービス	従前相当	従来の介護予防通所介護と同様。1回5時間程度。(※)
	通所型A	緩和した基準。運動・体操・レクなど。1回2時間程度。
	通所型B	住民主体によるサービス。運動・体操・レクなど1回2時間程度。
	通所型C	短期集中予防サービス。保健医療の専門職による。1回2時間程度。

※令和6年8月の介護予防・日常生活総合事業のガイドライン一部改正にて
従前相当サービスの想定される対象者は、「進行性疾患や病態が安定しない者など」と示された。